

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
宇佐市	上高・下高地区 (東高村、西高村、森、布津原、 下山、糸口山)	令和2年12月21日	令和5年3月22日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積(農業委員会の地区データを活用)	198.8ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	148.5ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	19.9ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	15.6ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	14.8ha
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

上高・下高地区の中心経営体は、個人経営が主となっており、5年間は担い手も十分に大きな問題は生じないと考えられる。しかし、10年後を考えると後継者のいない農業者が多いので、後継者確保に向けての取組を検討する必要がある。また、規模拡大の意向がある中心経営体が少ないので、小規模の農家が農業を辞める際の受け手(新規就農者等)確保の取組を行う。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

布津原以外の集落の農地利用は基本的には、現在主に耕作している認定農業者の個人に集約化していく。今後も、上高・下高地区の農地は人・農地プランに記載されている中心経営体に、地権者と耕作者と協議しながら集約していく。

布津原集落の水田利用は、中心経営体である認定農業者1経営体に集約化していく。畑作利用は、中心経営体である法人の認定農業者1経営体が担っていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向(5年後)		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	米・麦・大豆	28.0 ha	米・麦・大豆	28.0 ha	布津原
認農法	B	有機野菜	4.0 ha	有機野菜	4.0 ha	布津原
認農	C	米・麦・大豆	2.0 ha	米・麦・大豆	2.0 ha	
認農	D	米・麦・大豆	10.0 ha	米・麦・大豆	10.0 ha	
認農	E	米・麦・大豆	4.2 ha	米・麦・大豆	4.2 ha	
認農	F	米・麦・大豆	6.7 ha	米・麦・大豆	8.7 ha	
	G	米・麦・大豆	6.0 ha	米・麦・大豆	6.0 ha	
認農	H	米・麦・大豆	2.0 ha	米・麦・大豆	2.0 ha	
認農	I	米・麦・大豆	3.0 ha	米・麦・大豆	3.0 ha	
認農	J	米・小ねぎ	4.5 ha	米・小ねぎ	2.0 ha	
認農	K	米・麦・大豆	1.2 ha	米・麦・大豆	2.0 ha	
認農	L	米・麦・大豆	3.5 ha	米・麦・大豆	5.0 ha	
認農	M	米・麦・大豆	1.6 ha	米・麦・大豆	1.6 ha	
認農	N	米・麦・大豆	0.7 ha	米・麦・大豆	1.0 ha	
認農	O	米・麦・大豆	1.5 ha	米・麦・大豆	1.5 ha	
認農	P	米・麦・大豆	7.5 ha	米・麦・大豆	7.5 ha	
認農	Q	米・麦・大豆	11.6 ha	米・麦・大豆	15.0 ha	
認農	R	米・麦・大豆	6.5 ha	米・麦・大豆	15.0 ha	
認就	S	こねぎ	1.2 ha	こねぎ	2.0 ha	
認農	T	米・麦	4.0 ha	米・麦	4.0 ha	
計	20人		109.7 ha		124.5 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向 アンケート結果では、農地の貸付意向の土地はないとのこと。今後については、地区の集まり等の機会に行政区ごとに、地区の方に農地の貸付意向の確認を行う。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 上高・下高地区は、将来の経営農地の集約化を目指し、農地の利用権設定をおこなう際には、農地中間管理機構を活用していく。</p>
<p>基盤整備への取組方針 布津原集落については、農業競争力強化基盤整備事業にて農地の大区画化、水路改修、農道の拡幅の事業を行っており、令和4年度完了予定である。他の集落については、農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、状況に応じて、基盤整備事業の実施を検討する。</p>
<p>新規・特産化作物の導入方針 米、麦等の土地利用型作物が主になっている。今後、水稻の価格が低下することが予想されるので、収益性の高い園芸作目の導入も地区として考えていく必要がある。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針 糸口山付近の一部地域でイノシシによる鳥獣被害があるので、ドローンを活用した防止対策を検討する。</p>

農地の貸付け等の意向

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。